

地域医療支援病院の名称承認について（岡波総合病院）

1 概要

令和 4 年 11 月 1 日付けで社会医療法人畿内会岡波総合病院から知事あてに、「地域医療支援病院名称承認申請書」が提出された。

当該病院に対しては、平成 26 年 8 月 1 日付けで地域医療支援病院と称することを承認しているが、令和 5 年 1 月 1 日付けで移転開設することに伴い、あらためて承認の申請を受けたものである。

当該病院は、移転後においても承認要件（資料 2）を満たしており、県としては、引き続き地域医療支援病院と称することについて適当と認められるものとする。

2 申請医療機関（岡波総合病院）について

- ・ 中勢伊賀医療圏伊賀区域の基幹病院
- ・ 二次救急医療機関（平成 20 年 4 月 1 日指定）
- ・ 地域医療支援病院名称承認済（平成 26 年 8 月 1 日付け）

3 地域医療支援病院名称承認制度の趣旨

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、第一線の地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院としてふさわしい構造設備等を有する病院について、県知事が個別に「地域医療支援病院」名称の承認をする。

4 地域医療支援病院の主な機能

- （1）紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
- （2）医療機器の共同利用の実施
- （3）救急医療の提供
- （4）地域の医療従事者に対する研修の実施

5 承認の要件

- （1）開設主体が、原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等であること。
- （2）紹介患者中心の医療を提供していること。
下記 ~ のいずれかに該当すること。申請年度の前年度の患者数により、紹介率・逆紹介率を算出する。
 - 紹介率 80%以上であること
 - 紹介率が 65%以上であり、かつ逆紹介率が 40%以上であること
 - 紹介率が 50%以上であり、かつ逆紹介率が 70%以上であること
- （3）建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること。
- （4）救急医療を提供する能力を有すること。
- （5）地域の医療従事者に対する研修を行っていること。
- （6）200 床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること。

6 承認に係る手続き

都道府県知事は、地域医療支援病院の承認に当たっては、医療法第4条第2項に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴くこととされている。

7 承認の状況

(1) 全国の状況

全国で685医療機関が承認を受けている(令和4年9月1日現在)。

(2) 三重県の状況

資料3のとおり、17病院が承認を受けている(令和2年9月1日現在)。

8 承認後の運営とフォローアップ

(1) 各病院における運営

地域医療支援病院運営委員会の開催

地域の医師会等医療団体の代表、都道府県・市町の代表、学識経験者等で構成する委員会を年4回以上開催し、病院運営等について審議する。

地域医療支援病院の業務に関する報告書の提出

都道府県に対し、毎年10月5日までに、前年度の業務に関する報告書を提出する。

(2) 都道府県によるフォローアップ

承認要件の充足状況に係る確認

上記8(1)の業務報告書により、承認要件の充足状況について確認するとともに、必要に応じて当該病院からの意見聴取や現地調査を実施する。

業務報告書要旨の公表

上記8(1)の業務報告書を取りまとめ、要旨を県のウェブサイト上で公表する。

承認の取消

承認要件を満たしていない場合には、承認要件を充足するための年次計画の策定を求め、計画期間経過後も承認要件が充足されない場合は、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、その承認の取扱いについて決定する。